



事務連絡  
令和3年3月22日

各位（補助事業申請予定の農業者）様

留寿都村農林建設課長

令和3年度留寿都村農業関係補助事業の実施について

日頃より、本村農業の振興につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして別紙のとおり実施いたしますので、事業を希望される方につきましては、印鑑をご持参の上、別紙申請期限までの間に役場農林建設課窓口までお越しくださいますよう、よろしくお願いいたします。

（農林建設課農林係）

## 令和3年度留寿都村農業関係補助事業の実施について（お知らせ）

令和3年度留寿都村農業関係補助事業を、別紙一覧のとおり実施いたしますので、次の事項をご確認の上、希望される方は申請願います。

### 記

#### 1. 補助の対象者

村内に居住し、営農する農業者（農地所有適格法人を含む。）とします。

ただし、課税世帯員（法人にあっては構成役員）の令和2年度分までの村税に未納がある場合、補助の対象になりませんので、ご理解願います（申請の際に、村税の納付状況を確認するための同意書を徴取いたします。）。

#### 2. 補助金の額

別紙「令和3年度留寿都村農業関係補助事業一覧」を参照願います。

#### 3. 補助金の申請方法等

役場農林建設課窓口にて申請関係書類を用意しておりますので、印鑑ご持参の上来庁し、手続を行ってください。

#### 4. 申請期限等

令和3年4月1日（木）から令和3年4月30日（金）までとします。

※留寿都村新規就農定住促進事業については、4月1日（木）から6月30日（水）まで  
といたします。

#### 5. 留意事項

（1）各補助事業の申請額が予算額を超える場合には、予算の範囲内で助成することとなります。

（2）やむを得ない事由により事業を中止したり、事業量の変更があった場合には変更手続が必要となりますので、必ずご連絡ください。

（3）事業実施期間

令和3年11月5日（金）までといたします。

※新規就農定住促進事業については、令和4年3月11日（金）までといたします。

（4）実績報告

上記（3）の事業実施期間に関わらず、事業完了した場合は、速やかに実績報告手続をお願いいたします。

実績報告の期限は、令和3年11月12日（金）までといたします。

※新規就農定住促進事業については、令和4年3月31日（木）までといたします。

取りまとめに時間がかかりますので早めの事業完了報告をお願いいたします。

## 令和3年度留寿都村農業関係補助事業一覧

事業名	補助内容	申請期間				
留寿都村次世代農業確立対策事業 ・ 耕畜連携堆肥供給推進事業   ・ 地力増進作物導入促進事業	<p>・ 農業者等が村内畜産農業者又はようてい農業協同組合から生産される堆肥を購入した経費のうち、消費税及び運搬・散布に係る経費を除く堆肥代のうち、次に掲げる額とします。 ただし、堆肥単価は、1,000円/t以上を対象とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">補 助 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">村内産堆肥、 ようてい農業協同 組合産堆肥</td> <td>1/3以内の額（ただし、専用の攪拌装置・送風装置を使用して生産された高度化処理堆肥（村内産）やようてい農業協同組合産堆肥については1,330円/tを上限とし、それ以外の堆肥については830円/t（村内産）を上限とします。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 農業者等が地力の維持増進のために施用する緑肥の導入経費のうち、消費税及び運搬等に係る経費を除く1/3以内の額（1円未満切捨て）とします。 ただし、補助対象単価は2,500円/10aを上限とします。</p>	区 分	補 助 基 本 額	村内産堆肥、 ようてい農業協同 組合産堆肥	1/3以内の額（ただし、専用の攪拌装置・送風装置を使用して生産された高度化処理堆肥（村内産）やようてい農業協同組合産堆肥については1,330円/tを上限とし、それ以外の堆肥については830円/t（村内産）を上限とします。）	令和3年4月1日（木） ～令和3年4月30日（金）
区 分	補 助 基 本 額					
村内産堆肥、 ようてい農業協同 組合産堆肥	1/3以内の額（ただし、専用の攪拌装置・送風装置を使用して生産された高度化処理堆肥（村内産）やようてい農業協同組合産堆肥については1,330円/tを上限とし、それ以外の堆肥については830円/t（村内産）を上限とします。）					
留寿都村農道補修事業	<p>・ 農業者等が、農作業の安全と効率的な作業運行を目的に行う農道補修に要する経費のうち、消費税を除く1㎡あたりの砂利代及び運搬代の1/4以内で630円を超えない額とします。</p>	令和3年4月1日（木） ～令和3年4月30日（金）				
留寿都村生分解性マルチ特別助成事業	<p>・ 農業者等が作物栽培に係るコスト低減及び省力化のために生分解性マルチを購入する経費のうち、消費税及び運搬・施用に係る経費を除く資材代の1/3以内で一経営体あたり660,000円を超えない額とします。</p>	令和3年4月1日（木） ～令和3年4月30日（金）				
留寿都村農地等保全改良事業	<p>・ 農業者等が農地の効率的利用及び農地等の崩落防止や優良農地保全のために行う工事・工種に要する経費のうち、消費税を除く経費の1/2以内で1人当たり500,000円を超えない額とします。</p>	令和3年4月1日（木） ～令和3年4月30日（金）				
留寿都村新規就農定住促進事業	<p>・ 認定新規就農者が村内に居住するための住宅の建築又は購入に要する経費のうち、消費税及び寄付金その他の収入を除く経費の1/2以内で500,000円を超えない額とします。</p>	令和3年4月1日（木） ～令和3年6月30日（水）				
留寿都村鳥獣被害防止対策事業	<p>・ 農業者等が鳥獣による農作物等の被害を防止するために侵入防止電気柵を購入した経費のうち、消費税及び運搬・設置に係る経費を除く補助基本額の1/3以内の額とします。</p>	令和3年4月1日（木） ～令和3年4月30日（金）				

※上記の事業は、予算額を超えた場合は予算の範囲内で補助することになります。